

## 保険証・免許証との一体化で 改めて確認したい

※本稿は2024年12月20日  
時点の情報を元にしています

# 「マイナンバー」の取扱い

保険証や運転免許証との一体化などが進められているマイナンバーカード。現在、マイナンバーカード等で確認している従業員のマイナンバーの収集・取得等についても変更はあるのかなど、改めてマイナンバーの取扱いについて確認します。

石関 裕子

—— ブランカ社会保険労務士法人代表社員  
特定社会保険労務士



2024年12月2日から、これまでの健康保険証の新規発行は停止され、原則、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに一本化されました。

また、2025年3月24日から、希望者に対しマイナンバーカードに運転免許証の機能を持たせることが可能になる等、マイナンバーおよびマイナンバーカードについては、各論あるなかでさまざまな変更が加えられています。

これまで従業員のマイナンバー（個人番号）は、マイナンバーカードもしくは個人番号通知書、個人番号が記載された住民票等で確

認されていましたが、その手続き等にも影響はあるのでしょうか。

### マイナンバー 取扱いの基本

社内でのマイナンバーの取扱いについては、これまでと大きく変わる点はありません。

2024年5月27日に改正マイナンバー法が施行されましたが、この改正は、海外転出の際のマイナンバーカードの継続利用や国家資格のオンライン化など、利用者側のメリットに関するもので、業務従事者の取扱いについての変更はありませんでした。

その点も踏まえ、マイナンバーの取扱いには、これまで同様次のような注意が必要です。

#### マイナンバーの

#### 使用（取得・利用・提供）について

社会保険の手続きや源泉徴収票の作成など、法令で決められた場合しか使用できません。どのような際に使用するのか、就業規則等であらかじめ決めておきましょう。

#### マイナンバーの情報保管について

マイナンバーは、必要な場合に限り、情報を保管することが可能です。

退職した従業員のマイナンバーをいつまでも保管しておくことは、情報漏洩等のリスクがあります。従業員が退職した場合には、一定の保存期間が過ぎたら、マイナンバーを廃棄または削除しましょう。

廃棄・削除するにあたっては、マイナンバーは極秘の情報であるため、復元可能な方法を用いて行なう必要があります。

保存期間は、扶養控除等申告書などの保存期間が7年であるため、それと同様に設定している会社が多いと思われます（保存期間の起算日は、退職した年の翌年1

月10日の翌日）。

#### マイナンバーの

#### 手続業務を委託する場合

マイナンバーの必要な手続業務を、税理士や社労士、給与計算事業者等に委託している場合には、委託先を監督しなければなりません。また、委託された事業者が業務を再委託する場合には、委託元の許諾が必要です。

2016年にマイナンバーが行政手続きで利用されるようになってから、10年近くが経過します。今回のマイナ保険証やマイナ免許の取扱いについて、委託先に確認しましょう。

#### マイナンバーの安全管理について

マイナンバーが漏洩しないように、安全管理は確実に行なう必要があります。

マイナンバーの記載された書類やカード等は、必要なときのみ確認するにとどめ、普段は決められた担当者以外は見ることができないよう規定します。

また、周囲に人がいる場合に、声を出してマイナンバーを読み上げたりすることがないように注意しましょう。



## マイナンバー取扱いに おける実務上の留意点

従業員自身は、保険証や免許証と紐付けられることによって利便性が向上するため、マイナンバーカードを活用する機会は増えるでしょう。

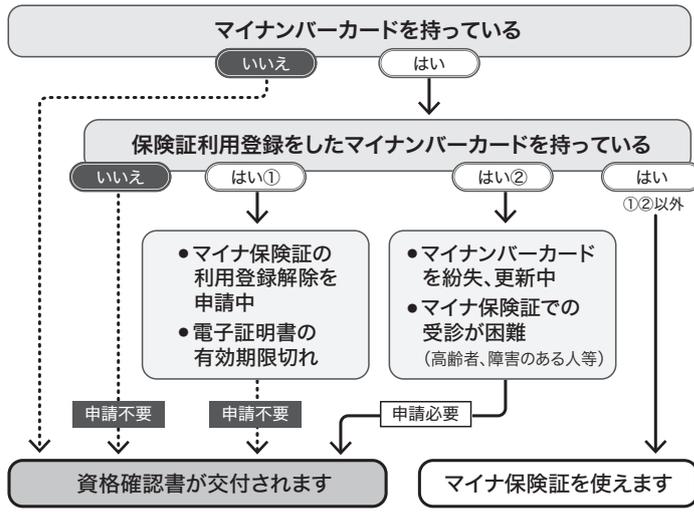
これまでより頻繁に持ち歩く機会が増えると思われるので、万が一、紛失してしまったり盗難にあつたりした際には、悪用される危

険性も増します。

業務従事者としては、法令上確認が必要な際に、紛失のため確認できないことも起こり得ることから、マイナンバーカードの取扱いには十分に気を付けるよう指導する必要があります。

なお、プライバシー保護の観点から、まれに必要な際にも従業員からマイナンバーカードやマイナンバーそのものの提供を拒否されることがあります。

### ■ マイナ保険証に関する従業員および被扶養者への確認事項



その際は、マイナンバーをなぜ使えないのかなど、従業員の理解が得られるよう丁寧に説明しましょう。それでも提供を拒否された場合には、マイナンバー法には提出を義務付ける規定がないため、たとえ就業規則や労働契約書等でマイナンバーの提出を義務付けていたとしても、強制することはできません。その場合には、「い

つ提供を求め、その結果として提供を受けられなかったか」について記録を残し、書類の提出先の指示に従ってください。一般的には、社会保険は年金番号、雇用保険は雇用保険被保険者番号のみでも受け付けてもらえます。

## 健康保険証と マイナンバーカード

昨年の12月2日から健康保険証は新規発行されなくなりましたが、これまでの保険証はその有効期限までの間、最長1年間使用することができま

す。有効期限の記載があるものは記載されている有効期限まで、ないものは2025年12月1日まで使用可能となっています。国民健康保険や後期高齢者医療については、多くは2025年7月から8月が有効期限となるようです。今後は、従業員が入社したら、マイナンバーの確認だけでなく、

- ▼ マイナンバーカードを持って  
いるか
- ▼ マイナンバーカードに保険証  
情報が紐付いているか
- ▼ 資格確認書（健康保険証の代  
わりになるカード）が必要か

について、本人および被扶養者に対して確認します（上図）。

マイナンバーカードを持っていないもしくは健康保険証利用登録をしていない人には、資格確認書が発行されます。入社時には確認のうえ、必要に応じて資格確認書の交付を申請します。

なお、マイナンバーカードに保険証情報を紐付けていても、受診する病院がマイナ保険証に対応していないなどの理由がある場合には、希望すれば資格確認書が交付されます。

ただし、厚生労働省保険局保険課が、協会けんぽや健康保険組合等に宛てて発出した事務連絡「資格確認書の運用等に関するQ&A」について（その2）（令和6年10月18日事務連絡）において、「マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはありません」と発表しています。資格確認書は本場に必要な場合のみ申請するようにしましょう。また入社後、すぐに保険証の代わりになるものが必要なケースや、子どもが生まれたばかりでまだマイナンバーカードを持ってい

ないケース等では、協会けんぽの場合、従来どおり年金事務所で資格証明書が作成されます。

従業員から急いで保険証が必要といわれた際には、これまでと同様の対応が可能です。

なお、マイナンバーカードに保険証機能を付けないまま保険証の有効期限が到来、もしくは2025年12月を迎える場合には、当面、自動的に資格確認書が送られてきます。マイナンバーカードに保険証機能を付けている人の分は送られてきません。

ただし、健康保険組合によって資格証明書や資格確認書の取扱いが異なりますので、詳細については自社の加入している健康保険組合に確認してください。

## 免許証と

### マイナンバーカード

2025年3月24日から、希望者に対してマイナンバーカードと運転免許証の一体化がスタートします。それ以降、以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ① 運転免許証の免許情報が記録されたマイナ免許証のみを保有する

② マイナ免許証と運転免許証の双方を保有する

③ 従来の運転免許証のみを保有する

マイナ免許証を登録すると、免許証の情報がICチップに記録されることとなります。

しかし、マイナンバーカードの表・裏面に、免許に関する事項が表記されるわけではありません。マイナンバーカードを確認しただけでは、有効な免許証かどうかは確認できないのです。

そのため、運転業務に従事する人については、

▼従来の運転免許証も提示してもらう

▼マイナポータルを経由して免許情報を確認させてもらう  
(運転免許センター等であらかじめ署名用電子証明書を提出しておく必要がある)

▼スマートフォンやパソコンに「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールして、免許情報を確認させてもらう

など、いずれかの方法で免許を確認する必要があります。

なお、自動車等の運転の際は、

マイナ免許証を携帯すれば、これまでの免許証の携帯は必要ありません。

マイナ免許証を持つメリットは、大きく2つあります。

1つ目は、講習のオンライン受講です。優良運転者、一般運転者の人のみが対象ですが、更新の際、講習をオンラインで受講することができるようになります。

そして2つ目は、住所変更手続き等のワンストップサービスが可能となることです。マイナ免許証のみを保有し、必要な手続きをとれば、本籍・住所・氏名・生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

## その他のマイナンバーの 活用法

2025年1月20日から、離職者が希望すれば、本人のマイナポータルに離職票を直接送付するサービスが始まります。

直接送付されるには、次の3つの要件が満たされている必要があります。

- ① 雇用保険被保険者番号とマイナンバーが適切に紐付いていること

② 離職者がマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行なっていること

③ 雇用保険の離職手続きを電子申請で行なうこと

これにより、ハローワークによる審査が終了したら、自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

離職者がネット上で離職票を受け取ることができるようになるため、事業所から離職者に郵送等を行なう事務がなくなり、離職者も離職票を受け取る時間が大幅に短縮されます。

離職者が雇用保険WEBサービスとの連携設定をしていない場合には、従来どおり郵送しないといけませんので、退職時に確認するようにしましょう。

ほかにも、2025年中には、中長期滞在の在留外国人を対象とした希望者に、在留カードとマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード」が交付される予定です。外国人を採用する企業担当者、採用した外国人がどのカードを持っているかによって、確認するものが異なりますので、今後の情報を注視してください。